

静岡県立こども病院における公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立こども病院（以下「病院」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、各省庁、独立行政法人、地方公共団体及び財團法人等から配分される競争的研究資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)各省庁、独立行政法人、地方公共団体から配分される研究費
- (2)財團法人等から交付を受けた研究費及び助成金
- (3)その他、あらかじめ、病院長が事務委任を行うことを承諾した研究費等

2 この規程において「研究者等」とは、静岡県立こども病院の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に関わる業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって病院の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

4 この規程において「会計規程等」とは、地方独立行政法人静岡県立病院機構会計規程、会計規程実施規程、及び地方独立行政法人静岡県立病院機構職員旅費規程をいう。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第3条 病院に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、病院長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、静岡県立こども病院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 病院に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について病院全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、静岡県立こども病院の副院長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、病院全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 病院における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1)自己の管理監督又は指導する病院における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。

(2)不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3)研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

(職名の公開)

第6条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務の準拠規則)

第7条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規程等により取り扱うものとする。

(相談窓口)

第8条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する病院内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 相談窓口は、総務課経理係に設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。

第4章 職員の意識向上

(行動規範)

第9条 不正使用を防止するため、病院の研究者等の行動規範を策定する。

(研修会等)

第10条 不正使用を防止するためコンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(調査委員会)

第11条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、静岡県立こど

も病院における公正な研究活動の推進に関する規程（以下「公正な研究活動の推進に関する規程」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）において必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、地方独立行政法人静岡県立病院機構就業規則及び静岡県立こども病院における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第6章 不正使用の防止

（不正使用防止計画推進者）

第12条 不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進者を置き、事務部長をもつて充てる。

（防止計画の策定等）

第13条 不正使用防止計画推進者は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

（執行状況の確認）

第14条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、財務会計システムなどにより隨時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認めた場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると診断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

（発注段階での財源の特定）

第15条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注を総務課経理係に依頼するものとする。

（取引業者との癒着防止）

第16条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、コンプライアンス推進責任者等は研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のため措置を講ずるものとする。

（検収業務等）

第17条 物品の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品購入等契約」という。）に伴う検収業務については、会計規程等の定めにより行うものとし、総務課経理係が行うものとする。な

お、役務の検収については、必要に応じ専門的な知識を有する者が立ち会うものとする。

- 2 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、総務課総務係が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第 18 条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ会計規程等の定めにより総務課総務係を経由し承認を得るものとし、旅行後は出張報告書及び旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第 19 条 不正な取引に関与した業者については、静岡県物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準を準用し、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第 8 章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第 20 条 不正使用等（その疑いがあるものも含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を原則として相談窓口とは別に設置するものとする。

- 2 通報窓口は、総務課総務係に設置するものとする。
3 通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第 21 条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、窓口担当は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(使用ルール等の理解度の確認)

第 22 条 不正使用防止計画推進者は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第 23 条 不正使用防止計画推進者は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を病院の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ持続的に推進するものとする。

第 9 章 モニタリング等

(監査制度)

第 24 条 公的研究費の適正な管理のため、静岡県立こども病院における公的研究費の内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(内部監査と不正使用防止計画推進者)

第 25 条 総務課は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施するほか、不正使用防止計画推進者と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第 10 章 その他

(細則等への委任)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の見直し)

第 27 条 ルールと運用の実態が乖離しており、見直しを行う必要が生じた場合、最高管理責任者は見直しの実施を指示するとともに、適切な見直しが行われるよう必要な措置を講じるものとする。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。